

質問と回答（令和6年10月22日時点）

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回 答
7	その他	旧大須賀小学校や旧前林小学校を見学するとき、一階の廊下の天井に木材埋設しており、どの事業にしても必ずその木材の撤去工事をしなければいけないですか。例えば事務所としてそのまま使いたいのですが、それでも工事しないといけないですか。	建築基準法施行令第114条に記載されている用途以外若しくは令第126条の2の排煙区画の仕方によって、木軸の改修は不要となります。ただし、令第128条の4の内装制限等により、壁面の改修等は必要となる可能性はあります。提案内容が該当するかは必ず専門家に相談のうえ、関係課（建築住宅課）に確認を行ってください。
8	その他	グループ構成事業者について、関連のない二つ法人会社でグループとして応募することができますでしょうか。	可能ですが、応募出来る事業者は、先日実施しました現地説明会及び現地見学会に参加した事業者となります。
9	その他	一階に一つの事業に、二階に別の事業を立てることができますでしょうか。	可能とします。 なお、関係法令等の遵守が前提となりますので、提案内容については必ず専門家に相談のうえ、関係課（建築住宅課）へ確認を行ってください。